

I 静岡大学人文社会科学部学術憲章

——教育と研究の発展のために——

2004年4月1日

2012年4月1日 改正

2014年2月13日 改正

2016年11月10日改正

前 文

静岡大学人文社会科学部は、旧制静岡高等学校の伝統を引き継いで戦後発足した文理学部改組により、1965年に人文学部として設置され、2012年4月からさらなる発展を目指し、人文社会科学部に学部名称を変更した。この間、国立大学のなかでも最大規模の文科系総合学部にまで発展し、日本および国際社会で活躍する数多くの有為な人材を世に送り出してきた。新生人文社会科学部が新たな一步を踏み出すこの機にあたって、日本国憲法、教育基本法、世界人権宣言、高等教育に関するユネスコの宣言・勧告等の理念をふまえ、教育研究活動を通じて世界の平和、人類の福祉とその持続可能な発展に貢献するという使命を自覚し、ここに「静岡大学人文社会科学部学術憲章」を定める。

わたしたちは20世紀文明の巨大な発展を引き継いで、新世紀へと踏み込んだ。科学技術の発達にわたしたちに大きな発展の可能性をもたらすとともに、同時に前例のない難問と数多くの課題を突きつけている。「グローバル経済」のもとでの富の集中と貧困化、いのちの存立基盤である地球生態系の危機、戦争とテロリズムに見られる暴力の無限連鎖、「豊かさ」のなかでの人間性の衰退等々、わたしたちの前には容易ならざる課題が山積している。科学技術が牽引する現代文明のこうした展開に、大学は「知の拠点」として貢献してきた。いまその「知」のあり方が根本から問い直されている。

科学技術が道具化するとき、そこに個別の「使用説明書」はついていても、その究極の目的に関わる規範の説明はない。技術知の一人歩きが懸念される今日、「なんのための学問研究・教育なのか」をたえず問い直していかなければならない。人類社会のこれまでの歴史的発展をふまえ、豊かな人間性を基盤にした持続可能な、さらなる発展を保障する道はなにか？ こうした問いが、人文科学・社会科学に関する教育研究に携わるわたしたち教職員と学生に提起されている。断片化された知ではなく、総合知が必要とされる時代に、静岡大学が総合大学としての力量を発揮していく上で、人文社会科学部の果たすべき役割は大きいと言わなければならない。このような人類

史的・地球的規模の課題は同時に身近な地域社会においても出現している。地域社会をグローバルな課題の生きた現場としてとらえ、地域の特徴に根ざした教育研究の独創的展開を目指していかなければならない。

こうした創造的な学問研究・教育の発展を保証するためには、教育と研究における自由が不可欠である。その自由はしかし同時に、他者の自由の尊重と不可分であり、自己の社会的義務についての深い自覚に裏打ちされたものでなければならない。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどあらゆる暴力を排除し、人間の尊厳と憲法に保証された基本的諸権利が尊重されなければならない。

以上の精神の上に立って、人文社会科学部において展開される教育・研究のあり方を明らかにする。

一. 教育の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は、自由な知的活動が展開される知の共同体であり、次代を担う次のような市民が育っていく学びの場でなければならない。
 - ・ 人文・社会科学の各分野の専門的知識を身につけるとともに、自身の専門と職業の意味を幅広い視野から見据えることのできる教養を兼ね備えた市民。
 - ・ 地域社会の多面的な発展に寄与しうるとともに、国際社会にも通用しうる力量をもった多彩な市民。
 - ・ 現実の諸問題の核心をとらえるための総合的な理解力、さらに問題解決の道を切り拓く実践的な応用力を身につけた市民。
 - ・ 倫理感覚と責任意識をもった市民社会の担い手。
2. 社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多面的な発展に貢献する。
3. 外国人留学生を広く受け入れ、各分野における専門的教育を提供するとともに、日本の文化や社会事情を理解するための教育を提供する。異なる文化の相互理解を通じて国際的友好関係の発展に努める。

二. 教育目標の実現にむけて

1. 少人数教育と卒業研究または卒業論文の作成によって修学を集大成する教育を実施する。

2. 学生自身が「学びたい」という欲求にもとづき、能動的に学習できるよう努める。
その一環として、実社会を体験しながら学び、地域に学び現場で考える「臨床型」思考を重視する。
3. 幅広い教養の修得を基盤として、問題発見能力と課題解決能力が養われ、論理的思考力が鍛えられ、聴く力・対話力・表現力が身につく教育を展開する。
4. 各学科の専門的な基本の教育を重視するとともに、社会学科・言語文化学科・法学科・経済学科からなる四学科の連携によって総合的な視野が涵養される教育を提供する。
5. 自己点検評価、外部評価、学生による授業評価とそれへの教員の応答によって教育システムを系統的・継続的に自己点検し、教育改善に努める。
6. 教育面での国際交流を推進し、国際化した社会における文化と個の多様性を理解するとともに、そのなかで適切に自己を発信するための教育を提供する。

三. 研究の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は人文・社会科学の各分野において、創造的な研究活動を展開し、世界の平和と人類の福祉、学術文化の創造的発展に貢献する。
2. 研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答（アカウンタビリティ）は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化する上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく。
3. 未来にむけて現代の諸課題に取り組むためには、過去にも眼差しを向けなければならない。現在直面している問題が由来する歴史的な背景を理解し、過去の知的遺産をふまえてこそ、新たな知の創造も可能となる。人類文化の歴史と伝統を軽視することなく、未来を見据えて、現在の課題に取り組む。特にアジア諸国などとの交流を図るために、戦争責任問題の意味を理解し、偏狭なナショナリズムに陥ることのない国際性豊かな研究に注意を払う。

四. 研究目標の実現にむけて

1. 個別分野ごとの研究を高度に発展させるとともに、多様な専門分野の力を結集して、問題の理解と諸課題の解決をめざす分野融合的研究を展開し、基礎学と課題解決型研究とが補完的に発展するよう努める。そのために各研究スタッフは狭い専門分野に閉じこもることなく、「世界を読む」眼を鍛え、多様な研究領域の意味と連関を理解できるだけの広い視点を養うよう努力する。
2. 研究成果を社会に還元するとともに、地域社会のニーズに応える研究活動を推進し、地域発信型の文化と科学の創造的な発展をめざす。大学と地域との相乗的な活性化を支える拠点として、地域社会文化研究のための知のネットワークを構築する。
3. 研究成果は各分野の学会や学術誌に発表するだけでなく、公開講座などさまざまな機会を活用して公表し、地域文化の啓発に努める。
4. 研究活動内容をたえず自己点検・自己評価しつつ、その内容を社会に公開して評価を受け、研究活動の改善に努める。

五. 倫理規定

わたしたちは、教育と研究のあらゆる場面で以下の項目を遵守し、質の高い教育と研究をめざす。

1. 日本国憲法、教育基本法をはじめとした関連法規を遵守します。
2. 学生の人格権、学習を通じて発達する権利などの基本的人権を守ります。
3. すべての構成員が国籍、民族、性別、言語、宗教、政治的意見、出身、財産、門地その他の地位、性的指向（同性愛など）、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴、年齢などの事由によって差別されないことを保障します。
4. セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントのない教育・研究環境を構築し、それを維持します。
5. 構成員の安全と健康に留意した教育・研究環境を構築し、それを維持します。
6. 研究にあたっては真理の探究と人類の平和的発展という価値に従います。
7. 研究活動を通じた人権侵害をおこしません。